

○ 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）

改正案

現行

別表第一（第三条関係）

別表第一（第三条関係）

(略)	(略)	(略)	(略)
<p>金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）</p>	<p>第二十五条第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十三条第六項</p>	<p>金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）</p>	<p>第二十五条第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十六条の十六</p>

別表第二(第四条関係)	
(略)	(略)
(略)	(略)
別表第三(第五条関係)	
(略)	(略)
(略)	(略)
別表第二(第四条関係)	
(略)	(略)
(略)	(略)
別表第三(第五条関係)	
(略)	(略)
(略)	(略)

別表第二(第四条関係)	
(略)	(略)
(略)	(略)
別表第三(第五条関係)	
(略)	(略)
(略)	(略)
別表第二(第四条関係)	
(略)	(略)
(略)	(略)
別表第三(第五条関係)	
(略)	(略)
(略)	(略)

<p>金融商品取引法</p>	<p>第四十六条の二、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十三條第六項、第六十三條の四第一項、第二項及び第三項、第六十六条の十六、第六十六条の十八、第六十六条の三十七、第六十六条の三十九並びに第八十八条の十一第一項</p>
<p>金融商品取引法</p>	<p>第二十五条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条の三、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第</p>

別表第四（第八条関係）

<p>金融商品取引法</p>	<p>第四十六条の二、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十六条の十六、第六十六条の十八、第六十六条の三十七、第六十六条の三十九及び第八十八条の十一第一項</p>
<p>金融商品取引法</p>	<p>第二十五条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条の三、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第</p>

別表第四（第八条関係）

(略)	
(略)	<p>五十七條の十六、第五十七條の十七第三項、第六十三條第六項、第六十三條の四第三項、第六十六條の十八、第六十六條の三十九、第一百一條の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第一百一條の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九條の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九條の四第十項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九條の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九條の六第五項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九條の七第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九條の十三第三項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九條の十四第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百三十九條の二十一第三項（第一号に係る部分に限る。）</p>
(略)	
(略)	<p>五十七條の十六、第五十七條の十七第三項、第六十六條の十八、第六十六條の三十九、第一百一條の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第一百一條の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九條の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九條の四第十項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九條の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九條の六第五項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九條の七第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九條の十三第三項（第一号に係る部分に限る。）、第三百三十九條の十四第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百三十九條の二十一第三項（第一号に係る部分に限る。）</p>